

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月24日

大阪広域水道企業団議会
議長 奥谷 正実

大阪広域水道企業団議会規則第2号

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団議会会議規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第116条関係）				別表（第116条関係）			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
議員全員協議会	企業団事業の課題、企業団議会の運営等について協議を行う。	全議員	議長	議員全員協議会	企業団事業の課題、企業団議会の運営等について協議を行う。	全議員	議長
<u>議員定数等調査委員会</u>	<u>企業団の議会の議員の定数やその配分のあり方等について調査、検討、協議を行う。</u>	<u>全議員</u>	<u>委員長</u>				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。